

平成30年議員提出議案第10号

地域環境審議会委員の推薦について

名古屋市会は、下記の者を、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）第33条第2項第4号の規定により、地域環境審議会委員に推薦するものとする。

平成30年10月3日提出

提 出 者

高橋ゆうすけ	うえぞの晋介
山田昌弘	金庭宜雄
服部しんのすけ	西川ひさし
ふじた和秀	増田成美
さはしあこ	土居よしもと
中村満	田山宏之
江上博之	岡本やすひろ
田辺雄一	斉藤たかお
成田たかゆき	

記

千種区	棚澤征子
	夏目勝弘
	青山俊夫
	横井初恵
	齋藤美恵子
東区	鈴木邦尚

		三宅勝	勝利子
北	区	北奥小林下川瀬島合山邊岡野森澤村木田	和いく和貴利絢秀靜義良勝
		奥小森小村中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	子子子大子美明子巳友正昇彦男博治一郎邦啓郎夫子憲孝秀智史一
西	区	中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
		中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
中	村区	中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
		中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
中	区	中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
		中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
昭	和区	中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
		中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
瑞	穂区	中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
		中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
熱	田区	中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
		中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
中	川区	中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	
		中川中渡片大西矢奥鈴富林富田小神淺佐渡笠矢佐長	



天 白 区

中	村	あゆみ
花	岡	哲 司
星	野	健 治
山	岡	由紀美
梶	原	義 隆
沢	野	鳴 美
栗	山	知 久
新	戸	敏 彦
望	月	健 三

(理 由)

この案を提出したのは、千種区初め16区の地域環境審議会の委員の推薦を行う必要があるによる。

(参考 1)

地域環境審議会委員候補者名簿

区名	氏名	生年月日	住所	職業略歴
千種	棚澤 征子	昭18. 2. 27	千種一丁目27番15号	無職
	夏目 勝弘	昭22. 11. 1	春岡一丁目15番21号	無職
	青山 俊夫	昭26. 2. 19	千種一丁目7番4号	無職
	横井 初恵	昭22. 12. 3	仲田二丁目1番18号	無職
	齋藤 美恵子	昭23. 12. 21	宮根台二丁目14番10号	団体職員
東	鈴木 邦尚	昭26. 6. 1	前浪町5番1-308号 シティーコーポ前浪	管理的地方公務員
	三宅 勝	昭27. 4. 27	東桜二丁目12番1号 東桜スカイハイツ707号	公立大学法人 教員
北	北村 勝利	昭20. 8. 3	金城町2丁目39番地の1	無職
	奥 和子	昭12. 6. 1	下飯田町1丁目32番地	無職
	小林 いく子	昭25. 1. 14	光音寺町1丁目108番地	団体役員
	森下 和子	昭21. 8. 22	楠味鋤三丁目2339番地の1	無職
	小川 貴大	昭51. 8. 15	山田二丁目3番22号 ファミリーアレ大曾根601号	団体事務
西	村瀬 利子	昭9. 12. 27	比良一丁目277番地	無職
	中島 絢美	昭15. 12. 6	比良一丁目285番地	無職
	川合 秀明	昭11. 11. 8	天塚町2丁目62番地	無職
	中山 静子	昭18. 8. 9	上名古屋三丁目23番16号 バンベール浄心レジデンス501号	無職
	渡邊 義巳	昭17. 7. 30	押切二丁目1番27号 ロイヤルクレスト浅間町401号	無職

区名	氏名	生年月日	住所	職業略歴
中村	片岡良友	昭31. 4. 17	羽衣町30番地の1	薬剤師
	大野勝正	昭24. 8. 20	則武一丁目2番16号	無職
	西森昇	昭12. 8. 6	松原町3丁目6番地の1	無職
	矢澤直彦	昭29. 1. 28	西米野町3丁目48番地	自営業
	奥村善男	昭24. 6. 22	横井二丁目35番地の3	無職
中	鈴木貴博	昭39. 11. 1	伊勢山二丁目10番4号	自営業
	富田捷治	昭15. 8. 3	千代田四丁目12番27号 サンパーク千代田504号	無職
	林宏一郎	昭42. 5. 6	千代田四丁目18番17号 ハイセレント法龍505号	会社役員
昭和	富田卓邦	昭19. 2. 19	広路本町6丁目23番地の2	無職
	田中義啓	昭11. 1. 10	出口町1丁目15番地の9	自営業
	小島七郎	昭20. 7. 14	石仏町1丁目61番地 ルイシャトレ御器所Ⅱ602号	無職
	榊山不二夫	昭19. 9. 30	滝子町21番1号	無職
瑞穂	浅山カズ子	昭17. 5. 13	東栄町8丁目26番地の5	無職
	佐合文憲	昭17. 12. 4	釜塚町1丁目35番地の1	無職
	渡邊義孝	昭24. 3. 11	彌富町字清水ケ岡78番地の1	専門学校講師
熱田	笠井典秀	昭16. 6. 13	神宮二丁目2番8号	社会保険労務士
	矢形智	昭44. 1. 17	六野一丁目2番21号 ザ・ライオンズミッドキャピタル タワー2607号	会社役員

区名	氏名	生年月日	住所	職業略歴
中川	佐藤 貴史	昭39.10.3	尾頭橋三丁目4番32号 プラウド金山402号	会社員
	長谷川 博一	昭27.2.25	春田一丁目50番地	会社員
	住田 吉隆	昭36.1.29	八熊二丁目15番20号 ローレルコート八熊901号	会社役員
	奥村 敏彦	昭15.5.5	荒子五丁目115番地	団体職員
	吉田 滋	昭21.11.2	高畑五丁目237番地	会社役員
	風岡 邦昭	昭14.11.3	戸田四丁目517番地	無職
	山本 傳	昭17.9.27	荒子町字宮窓124番地	無職
港	曾根 里史	昭25.8.12	錦町1番11号	会社員
	横山 保	昭29.9.16	稲永一丁目10番18号	嘱託社員
	土井 照雄	昭17.2.3	辰巳町26番2号	無職
	坂野 行雄	昭11.1.27	東茶屋一丁目438番地	無職
	下里 康寿	昭37.1.6	多加良浦町5丁目22番地の6	保育園園長
南	磯部 力三	昭13.3.19	堤起町2丁目140番地	無職
	伊藤 栄	昭25.8.9	天白町2丁目6番地の51	団体役員
	伊藤 正貴	昭29.2.12	鶴田一丁目7番9号	自営業
	中嶋 茂	昭24.10.12	城下町1丁目17番地 宝呼続公園ハイツ206号	無職
	山口 賢司	昭34.6.8	加福本通3丁目28番地	医師

区名	氏名	生年月日	住所	職業略歴
守山	飯田 美智子	昭18. 8. 11	町南27番10号	無職
	志水 正子	昭16. 8. 18	大森二丁目 321 番地	無職
	杉原 武	昭19. 8. 12	白山二丁目 405 番地	無職
	白井 清	昭19. 3. 24	元郷一丁目1223番地	化粧品店経営
	野々垣 滋子	昭30. 12. 5	鳥神町39番地の2	無職
	小栗 馨	昭15. 9. 6	桔梗平一丁目 719 番地	会社員
緑	中村 弘子	昭22. 4. 27	東神の倉三丁目1307番地	学校講師
	濱島 正継	昭32. 7. 7	桶狭間森前 511 番地	会社役員
	大角 輝夫	昭14. 1. 6	ほら貝二丁目 352 番地	無職
	小島 教正	昭32. 6. 30	平手南一丁目 720 番地	団体役員
	大橋 公雄	昭18. 7. 24	亀が洞三丁目1740番地	無職
	大橋 享	昭39. 11. 5	姥子山三丁目1107番地	自営業
	近藤 優	昭54. 8. 4	上旭二丁目1207番地の1	会社役員
	永谷 英策	昭 9. 10. 12	鳴海町字白山 100 番地の1	無職
名東	杉本 一夫	昭25. 3. 31	文教台一丁目 803 番地	無職
	中村 あゆみ	昭36. 10. 8	上社二丁目 7 番地 本郷シティハウス 504 号	無職
	花岡 哲司	昭26. 3. 10	八前一丁目 703 番地	無職
	星野 健治	昭21. 10. 4	山の手三丁目1421番地	会社役員
	山岡 由紀美	昭33. 11. 5	引山一丁目 405 番地 グリーンコーポ名東引山 204 号	パート



区名	氏名	生年月日	住所	職業略歴
天白	梶原義隆	昭10. 1. 26	大根町 174 番地	無職
	沢野鳴美	昭24. 7. 7	植田南一丁目 203 番地 ユニーブル天白 502 号	無職
	栗山知久	昭24. 12. 12	天白町大字八事字裏山67番地の30	無職
	新戸敏彦	昭20. 12. 4	御前場町59番地の2	会社員
	望月健三	昭11. 1. 4	中平三丁目2308番地	無職

(参考 2)

参 照 条 文

名古屋市環境基本条例（抜すい）

（組織）

第33条 地域審議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、地域審議会の区域内に住所を有する者であつて、次に掲げるものについて市長が委嘱する。

(1) }  
{ (略)  
(3) }

(4) 選挙人名簿に登録されている者のうちから市議会が推薦する者

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和42年名古屋市条例第4号）第2条に規定する議員の数に相当する数以内

（任期）

第34条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第2号及び第3号に掲げる者で委員となったものが、当該各号に掲げる者でなくなったときは、委員の職を失う。委員が、当該地域審議会の区域内に住所を有しなくなったときもまた同様とする。